

# 発言通告書（一般質問用）

東村山市議会議長 殿 以下のとおり、質疑通告をする。

2013年5月27日 通告者 草の根市民クラブ 矢野穂積

質問項目1 「リサイクルセンター入札及び契約」等に関する疑惑(2)	
No.1	質問要旨
1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事説明会の経過に関する問題点</li> <li>② RCの設計図と議会での審議経過</li> <li>③ なぜ建築確認申請の時点で議会に提出したか</li> <li>④ 菊池建設を施工業者に決めた経過と理由</li> <li>⑤ コンサルSECのこれまで担当した業務の範囲、今後担当する業務</li> </ul>
1-2	(総括)
質問項目2 創価学会文化会館の固定資産税の課税について	
2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 99年6月議会会議録に記載された創価学会文化会館書籍口問題について 当時、創価学会信者が副本部長（市民部次長）を担当した東村山市地域振興券交付事業対策本部に、地域振興券取扱業者の認定を受けようとする小売業者は営業活動を証明する書類を提出して、小売業者として登録資格が認定されている。創価学会文化会館書籍口は、どういう申請をしたのかという私の質問に対して、当時の市民部長は、「御質問の事業者は、書籍の販売という内容で申請されましたので登録をいたしました」と答弁をしている。この創価学会文化会館書籍口は、書籍の販売業という認定を受け地域振興券取扱業者と登録され、地域振興券を取扱、換金をした事実も当時明らかになっている。ということは、この「書籍口」は一般小売業者として認定され商取引をしたことに間違いはないか。その際、提出した関係書類とは何か。</li> <li>② 書籍の販売業者たる「書籍口」は所得の申告を行った事実はあるか</li> <li>③ 「書籍口」の土地建物が、「専ら宗教の用に供する固定資産」であるとする根拠はなにか</li> <li>④ 書籍口の土地建物が固定資産税を課税されない根拠はなにか</li> <li>⑤ 青葉町の創価学会文化会館はその駐車場を、賃料をとって外部に提供した事実はないか。</li> <li>⑥ 青葉町の創価学会文化会館には、選挙ポスターが掲示されている。当該施設は固定資産税が非課税の扱いとなっていると思うが、では「専ら宗教の用に供する固定資産」に選挙ポスターが掲示されても地方税法上の認定に変更がなされない理由はなにか、明快にお答えいただきたい。</li> </ul>
2-2	(総括)

質問項目 3 市職員採用問題及び市職員の資質	
3-1	<p>① は、当市そして他市の職員採用試験を受験し、両方合格したが、父親のいる東村山市の職員を選択し今年4月から採用されたと聞く。一般にいう情実人事の典型例といわざるをえないが、当該受験者が であるとか、市議の家族である事実を申告させないまま、行政執行を質すべきを、議会から質される立場にある執行機関の長たる市長自身がその採用を決定した理由は何か。公平原則に反しないとする根拠はなにか。私の所には、 の場合、「一次の筆記試験だけは点数をとっておくように」と市長から助言があったというような話までつたわっている。不正はなかったというのならば、採用試験の具体的事実についてははっきりと答えていただきたい。</p> <p>② では、昨年実施された職員の採用試験の結果を聞くが、一次、二次、三次の合計600点満点で、去年の結果は最高520点、最低382点で全員の得点が答弁されている。これらの受験者の得点の一次、二次、三次ごとの得点内訳はどうなっているか。</p> <p>また、市長自身が三次試験で行った評価点数はどうなっているか、受験者全員それぞれについて明らかに</p> <p>③ 市長は、自分の権限で現職 を市職員に採用したことについて、どのような見解か</p>
3-2	<p>① 環境建設委の視察に随行した資源循環部幹部職員が2日目の出発時刻に遅れて、視察団が翌朝出発後、同職員は追いかけてきたときくが、事実経過は</p> <p>② 許される行為か</p> <p>③ 視察随行中の職員はどのような法令規則等に縛られているか</p> <p>④ どのような処分を市長はしたか</p> <p>⑤ 非違行為が頻発するが、公務を放りだしてNY外遊を楽しんだ市長は、職員の非違行為に関する自分の責任をどのように認識しているか</p>
3-3	①(小括)